

ふくしま医療機器開発支援センター  
ネットワーク機器更新業務委託  
入札説明書

令和7年11月  
福島県商工労働部  
医療関連産業集積推進室

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 条。以下「財務規則」という。）及び本件ふくしま医療機器開発支援センターネットワーク機器更新業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ふくしま医療機器開発支援センターネットワーク機器更新業務 一式

(2) 業務委託の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から 90 日後まで

(4) 履行場所

郡山市富田町字満水田地内

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者で、かつ、4 に規定する資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められたものであること。

(4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

(5) 官公署において、ネットワークシステム関連業務を過去 5 年以内に履行した実績があり、かつ、本業務を確実に履行できるものであること。なお、履行実績の契約形態については問わない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請に関する書類を次により

提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分注意すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県 商工労働部 医療関連産業集積推進室

TEL 024-521-7282

(3) 提出方法 郵便又は持参による

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 同種業務履行実績調書（様式任意）

ウ 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部事項証明書（法人登記簿謄本）など）

エ 暴力団等反社会的でないことの表明・確約に関する同意書（様式 2）

オ 役員一覧（様式 3）

カ 後記 7（4）において入札保証金の免除を希望する者（過去 2 年間の業務履行実績により免除申請を行う場合）は、様式 7、様式 8 及び添付資料

(5) その他

資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一度受領した書類は返却しない。

## 5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 期 間 令和 7 年 11 月 14 日（金）から令和 7 年 11 月 27 日（木）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び令和 7 年 11 月 24 日（月）を除く。）

イ 場 所 4（2）に掲げる場所に同じ。

ウ 配布図書 仕様書、入札説明書、契約書（案）、申請書等様式

(2) 現地見学・入札説明会

実施しない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 12 月 5 日（金） 午後 1 時 30 分

イ 場 所 福島県庁西庁舎 12 階商工総務課分室（福島市杉妻町 2 番 16 号）

## 6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5の（3）に示す日時及び場所へ持参すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）の写し
  - イ 代理人が出席し、入札する場合は委任状（様式6）
  - ウ 入札保証保険により免除申請を行う場合は入札保証金納付免除関係書類（様式7）
- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
  - ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名含む。以下同じ。）をすること。
  - ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
  - エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができるものとする。
- (3) 入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に20に掲げる県担当部署の指示を受けるものとする。
- (4) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、4（1）に掲げる期日までに、以下の書類を4（2）に示す場所に提出を行い、県の指示を受けるものとする。

- ア 入札保証金納付免除申請書（様式7）
- イ 履行実績報告書（様式8）

- (5) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第 251 条及び第 253 条に定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 (3) で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 (2) で指定する書類の確認を受けるものとする。  
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 9）により、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに発注者に説明を求めることができる。  
発注者は、福島県ホームページの商工労働部入札情報に一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 9）を掲載することにより速やかに回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。  
なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（様式 6）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
- ア 契約の履行にあたり故意に不正な行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（以下「談合」という。）をした者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

才 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると判断した場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると判断した場合は、この限りではない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合と認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

#### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

#### 15 契約の締結

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は発注者が交付する契約書に記名押印又は電子署名し、落札決定の日から 10 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこととする。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、両社が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が上記 3 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

#### 17 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

#### 18 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、医療関連産業集

積推進室（[medical-unit@pref.fukushima.lg.jp](mailto:medical-unit@pref.fukushima.lg.jp)）宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

## 19 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が上記2の入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、当該入札者は落札者としない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
  - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
  - イ 第三者への配布を目的とする本説明者の複写
  - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

## 20 当該契約に関する事務を担当する部門

住 所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

所 属 福島県商工労働部医療関連産業集積推進室

電 話 番 号 024-524-8568

フアックス 024-521-7932

メ ー ル [medical-unit@pref.fukushima.lg.jp](mailto:medical-unit@pref.fukushima.lg.jp)

## 別記 1

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （入札保証金の減免）

**第 249 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。

(2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)、(4) (略)

2 (略)

## 別記 2

### 福島県財務規則（抜粋）

#### （契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7) から (11) まで (略)

(12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13) から (18) まで (略)

2 (略)